

廃棄物処理に係る経費負担と処理手数料等の現状

【経緯】

平成17年7月28日、廃棄物の処理手数料及び排出抑制対策について瑞浪市から瑞浪市廃棄物減量等推進審議会へ諮問し、「ごみに関する意識の向上」「公平性の確保」「持続可能な市財政の構築」の観点から廃棄物処理手数料改定の答申を平成18年1月に受けました。平成18年6月議会で条例改正案の承認、平成19年1月1日から改定を実施し、今日に至っています。

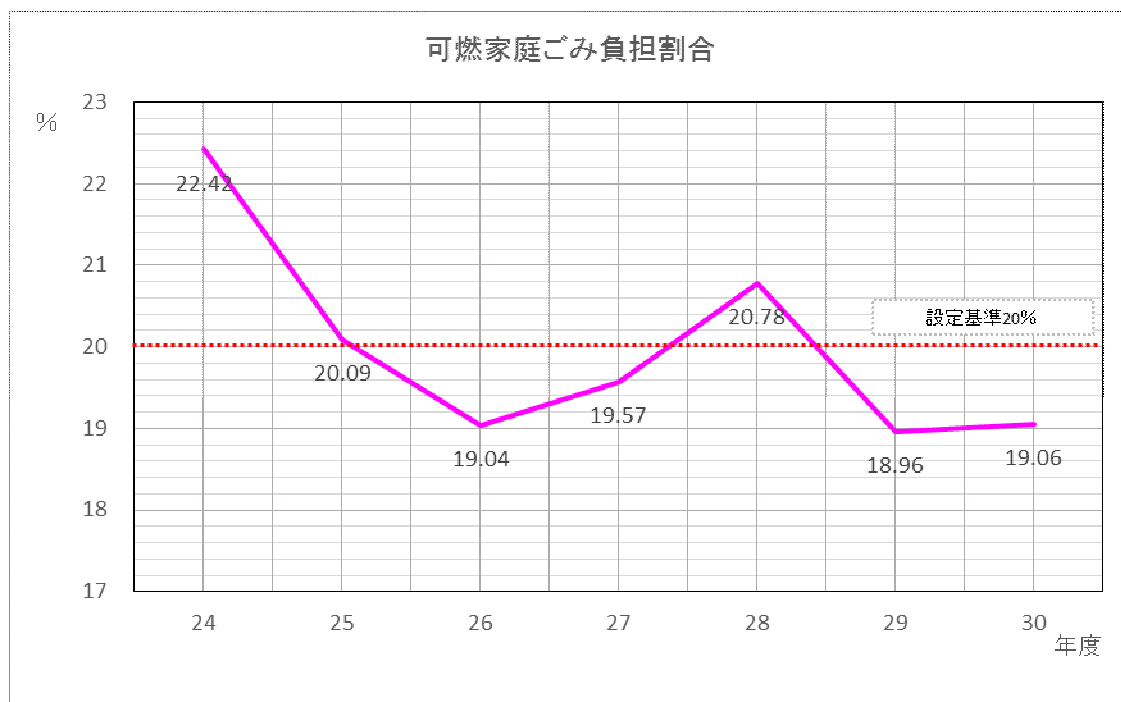
手数料の改定については、以下のとおり基準を設定し金額を決定しました。

- ・生活系のごみは、収集・運搬及び処分に要する経費の20%とします。
- ・事業系ごみは、処理に要する経費の35%とします。
- ・産業廃棄物(※1)は、処理に要する経費の40%とします。

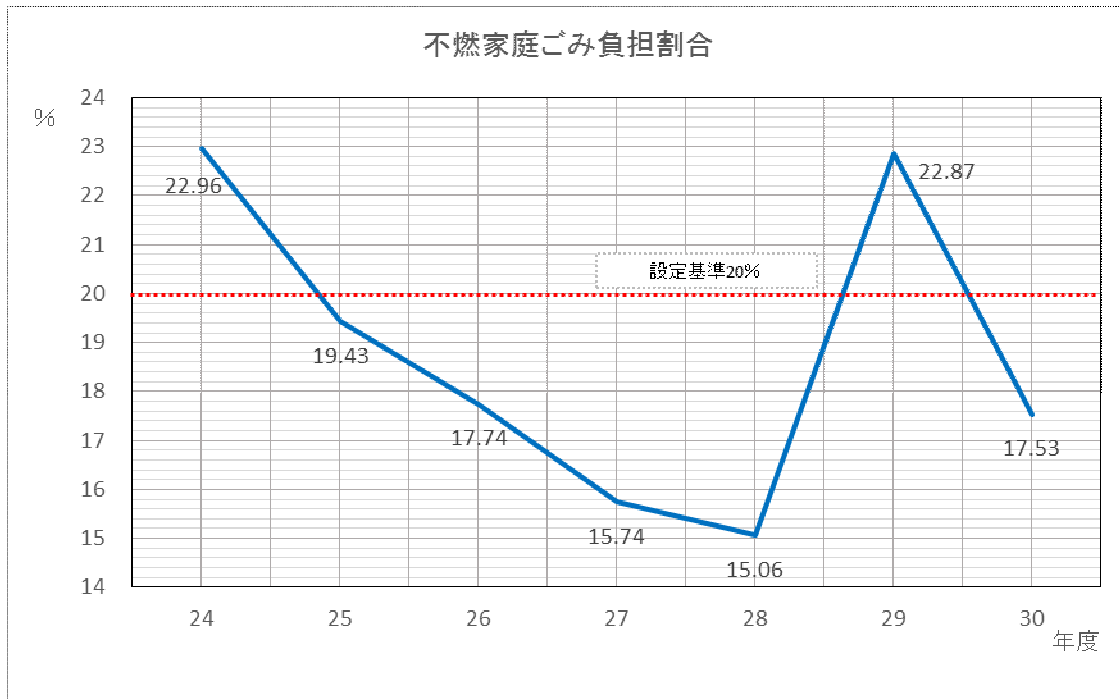
※1 本市が処分できることを告示した産業廃棄物のみ

【負担割合の推移】

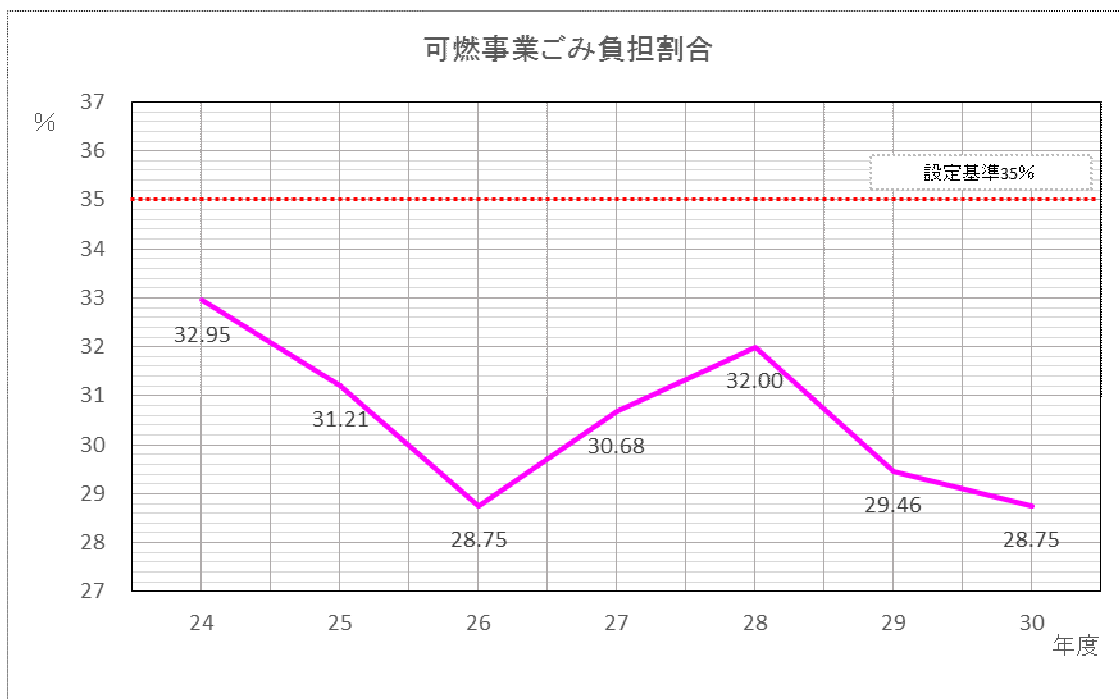
過去7年間（平成24年度～平成30年度）について、ごみ種類別の負担割合は、表－1から表－4のとおりです。数値については、瑞浪市廃棄物減量等推進審議会の資料から抜粋しました。



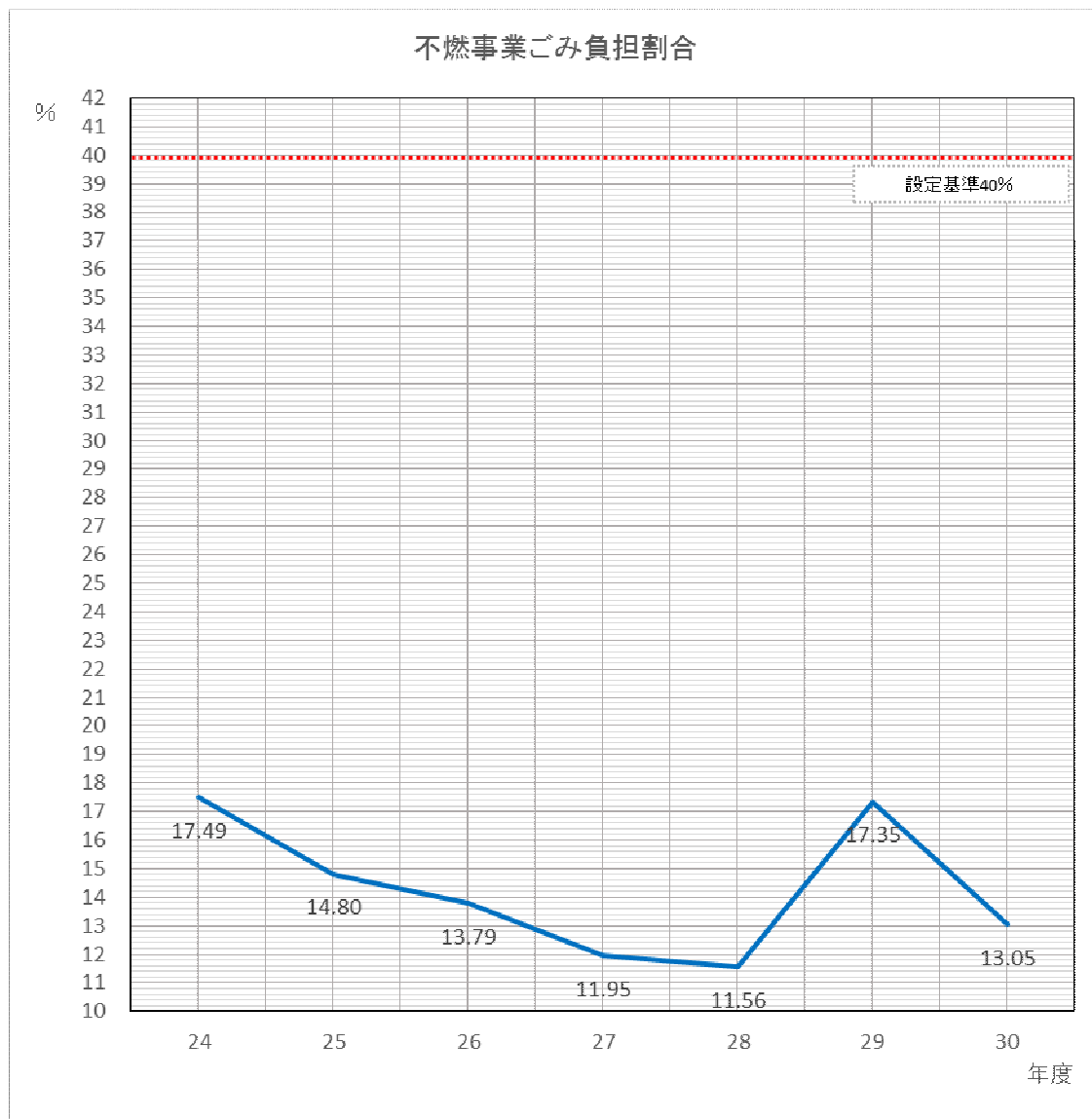
表－1 可燃家庭ごみ負担割合（生活系）



表－2 不燃家庭ごみ負担割合（生活系）



表－3 可燃事業ごみ負担割合（事業系）



表－4 不燃事業ごみ負担割合（産業廃棄物）

【結果】

生活系のごみは、年ごとのばらつきはあるが、可燃・不燃ともに設定基準の20%近辺で推移しています。

事業系のごみは、設定基準を下回っています。特に、産業廃棄物については、設定基準の40%を大きく下回り、かい離が著しくなっています。

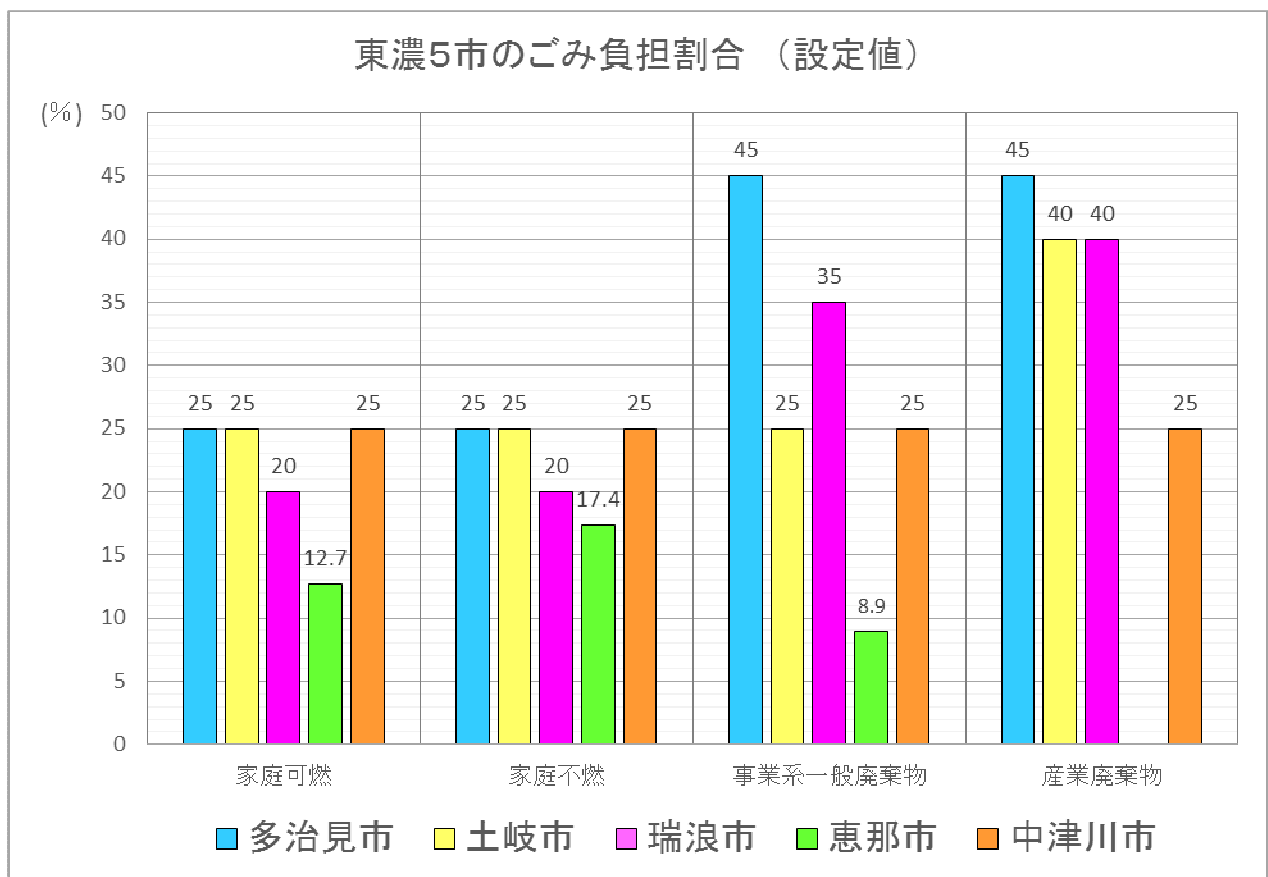
【東濃5市の負担割合の状況】

近隣市である多治見市、土岐市、恵那市、中津川市における負担割合は表－5のとおりです。

家庭ごみについて、瑞浪市は20%で多治見市、土岐市、中津川市の25%と比較し若干低くなっています。

事業系一般廃棄物は、多治見市が45%と最も高く次いで瑞浪市35%となっています。恵那市は、可燃が8.9%、不燃が3%と他市と比較しかなり低くなっています。

産業廃棄物は、多治見市が45%と最も高く、次いで土岐市、瑞浪市が40%となっています。なお、恵那市は受け入れを行っていません。



表－5 東濃5市におけるごみ負担割合

【廃棄物処理手数料等】

本市における現在の廃棄物処理手数料等については、瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条において、下記の表－6のとおり徴収することとしています。

排出形態	廃棄物区分		取扱区分		処理手数料 又は処理費用
生活系	一般廃棄物	可燃ごみ	収集袋による収集・ 運搬及び処分	大20枚入り1袋 につき	740円
				小20枚入り1袋 につき	450円
			焼却場持込処分	50キログラムごとに	250円
		不燃ごみ	収集袋による収集・ 運搬及び処分	大20枚入り1袋 につき	860円
				小10枚入り1袋 につき	258円
			シールを貼り付けた 不燃ごみ1個の収 集・運搬及び処分	10枚入り1袋 につき	860円
			埋立処分場持込処分	50キログラムごとに	160円
		粗大ごみ	特別な理由による申 込の戸別収集・運搬	1回につき	2,000円
		し尿	収集・運搬及び処分	18リットルごとに	220円
		浄化槽汚泥	許可業者によるし尿 処理施設持込処分	18リットルごとに	5円
特定家庭用 機器	指定場所持込	家電製品（エアコン・ テレビ・冷蔵庫・洗濯 機）1台につき	2,000円		
事業系	一般廃棄物	可燃ごみ	事業者、許可業者の 焼却場持込処分	50キログラムごとに	440円
		不燃ごみ	事業者、許可業者の 埋立処分場持込処分	50キログラムごとに	280円
	産業廃棄物	可燃ごみ	事業者の焼却場持込 処分	50キログラムごとに	500円
		不燃ごみ	事業者の埋立処分場 持込処分	50キログラムごとに	320円

表－6 本市における廃棄物処理手数料等